横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第180号)

平成13年8月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成12年10月10日教教人第721号による次の諮問について,別紙のとおり答申します。

「教職員の「わいせつ・セクハラ」行為防止にむけて 市場中学校校長」を含む鶴見区9中学校分,戸塚区11中学校分の各校長・副校長のレポートの非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が,「教職員の「わいせつ・セクハラ」行為防止にむけて 市場中学校校長」を含む鶴見区9中学校分,戸塚区11中学校分の各校長及び副校長のレポートを非開示とした決定は,妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「教職員の「わいせつ・セクハラ」行為防止にむけて 市場中学校校長」を含む鶴見区9中学校分、戸塚区11中学校分の各校長及び副校長のレポート(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、平成12年9月6日付で行った非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は,横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって,その理由は,次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書は、各学校の校長及び副校長が、わいせつ・セクハラ行為に関する研修を受けて、この問題に対する各人の個人的な見解を率直に記載したものであり、直接に校長及び副校長としての職務の遂行に使用することを予定したものではない。このため、本件申立文書の内容には、各個人の思想、意識、信条が自らの言葉で表現されている文面が随所に織り込まれており、全体が個人情報であることから、条例第7条第2項第2号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書は、わいせつ・セクハラ行為の防止対策を各学校で推進するに当たって、中心的な役割を担う校長及び副校長が、この問題に関する個人的な見解を率直に記載することによって、自己の内面にある問題意識を確認し、自己の問題として取り組む姿勢を涵養することを目的とするものであり、このような自己啓発を経た上で、校長及び副校長は、今後の各学校での具体的な取組みを指導し、防止対策の効果的な推進に結び付けることをねらいとしている。このような目的で作成されるレポートを

開示すると、今後、同種のレポートを求めた場合、正確な事実及び率直な意見が得られないおそれがあり、そのことは、個人の意思を曲げる結果となり、校長及び副校長一人ひとりの個性・特色を薄くし、それぞれの創意工夫を阻害するものであるため、学校運営事業に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号に該当する。

4 異議申立人の意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が,異議申立書,意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は,次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

教育長の職務上の権限に基づいて,学校の管理職に作成要請した本件申立文書が, 内心の秘密情報のうち「思想,意識,信条が自らの言葉で随所に織り込まれている」 から個人情報であるとするのは誤った解釈である。「今後,校長・副校長として,ど う取り組んでいくか」というテーマで記載された内容は,職務遂行上使用することを 予定したものであり,学校の仕事について重要な職責を担う管理職や教育委員会は, 市民の知る権利に応え,説明責務を全うすべきである。

したがって,不当にプライバシーを侵害しない限り,開示されるべき情報は開示すべきである。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

実施機関は、校長・副校長が管理職として公的立場での職責を果たすべく、テーマを特定してレポートの提出を求めたものであり、本件申立文書のテーマから内容を推測しても、行政運営に支障を及ぼす情報とは考えられない。開示するとどのような支障があるのかを具体的・客観的に説明すべきであるし、それが市民の想像をはるかに超える支障情報ならば、それこそが実施機関の職責を問われるものである。

また,実施機関は,今後,同種のレポートを求めた場合,正確な事実及び率直な意見が得られないおそれがあるとするが,このような状況の改善こそが市民が求めるものであって,実施機関はこのようなことがないように管理職を指導すべきである。

したがって,本件申立文書は,条例第7条第2項第6号に該当しない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は,実施機関が平成11年12月3日に開催した市立学校校長会において,

当時社会的にも問題となっていた教育公務員のわいせつ・セクハラ行為等の防止に向けて,各学校長に文書(平成11年12月3日教教人第993号横浜市教育長通知)で指示した緊急取組事項に従い,各学校の校長及び副校長(以下「校長等」という。)がそれぞれ個人で作成し,同年12月17日を期限として実施機関(横浜市教育委員会事務局教職員人事課)に提出した行政文書である。

本件申立文書の作成の要領については、前記教教人第993号教育長通知によって、校長等がおのおの作成すること、作成に当たっての視点が「対児童生徒、対教職員、勤務中、勤務時間外において、(1)なぜ、教育公務員が、あってはならないはずのかかる行為を起こすのか。(2)自校の現在の状況及び対策はどうか。(3)今後、校長・副校長として、どう取り組んでいくか」であること、書式が「A4判、横書き、1600字以上」であることなどが具体的に指示されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では,「個人に関する情報・・・であって,特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより,特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については開示しないことができると規定している。

また,本号ただし書ウでは,本号本文に該当する個人に関する情報であっても,「ウ 当該個人が公務員・・・である場合において,当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については,開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- イ 実施機関は,本件申立文書には,各学校の校長等の個人的な見解が率直に記載されており,各個人の思想,意識,信条が自らの言葉で表現されている文面が随所に織り込まれているため,記載内容の全部が作成者の個人情報に当たることから,本号本文に該当すると主張しているので,次にその妥当性について検討する。
- ウ 本件申立文書は,実施機関が,校長等に対して自ら作成することを求めたレポートである。このため,記述の全体が,作成者である校長等の個人的な見解によって成り立っており,この点においては,当該校長等の個人に関する情報としての性格を有するものと考えられる。

しかし,本件申立文書の作成の経緯をみると,実施機関は当時,この種の教職員の不祥事について緊急に対策を講じる必要があると考え,校長等としての見解

を明らかにするように職務命令を発したものであり,本件申立文書の作成が当 該校長等の職務上の行為に当たることは明らかである。

また,本件申立文書は,学校が現に直面し,対策を迫られている課題について,各学校の管理運営や部下教職員の指導監督に当たる校長等が自己の見解を述べたものであるから,そこに記述された内容は,校長等の本来的な職務との関連性が十分に認められる。

そうであるとすれば、本件申立文書に記録された情報は、本号ただし書りに規定する「公務員の・・・職務遂行の内容」に該当するとみるべきであり、本件申立文書の一部に記述されている第三者の個人に関する情報は格別であるが、本件申立文書の全部が校長等の個人に関する情報に当たるとして本号本文を適用し、非開示とすることは妥当ではない。

- (3) 条例第7条第2項第6号の該当性について
 - ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。
 - イ 実施機関は,本件申立文書は,校長等の自己啓発を目的としたものであり,校長等の個人的な見解が率直に記載されているため,このようなレポートを開示すると,今後,同種のレポートを求めた場合,正確な事実及び率直な意見が得られないおそれがあり,学校運営事業に支障を及ぼすおそれがあることから,本号に該当すると主張しているので,次にその妥当性について検討する。
 - ウ 実施機関が本件申立文書の作成を指示したことは、教職員によるわいせつ・セク ハラ行為の防止について、学校運営の職責を担う校長等がどのように認識し、どの ような対策が必要と考えているかを、実施機関として把握し、評価するために行っ たものであると考えられる。一般に、このような手法で集められる意見等は、様々 な経験や見識を有する個人の見解が自由かつ率直に述べられることによって、意味を持つ情報となると考えられるから、当該意見等を表明した個人の氏名等を公にしないことによって、自由かつ率直な意見等の表明を確保し、保護しようとする考え方は、一定の合理性があるといえる。

実際に,本件申立文書の内容をみると,当該問題に関連する校長等の個人的な経験や伝聞等に基づく見解が率直に記載されたものとなっており,全体を通して,作

成者である校長等の個性に基づく価値判断が随所に記録されていることが認められる。

このような情報をそのまま開示すると,仮に作成者の所属校名及び氏名を非開示としても,記述の内容自体から作成者個人が推測される可能性があるとともに,校名や作成者名そのものを特定して開示請求することにより,作成者が容易に判明し,その結果として,本件事務事業の目的である校長等の自由かつ率直な意見の収集が阻害される可能性は否定できない。

したがって,本件申立文書をそのまま開示すると,今後,実施機関が校長等の率 直な意見を求めるという課題解決の手法が十分に活用し得なくなる可能性があり, そのことによって教育行政における適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれが あることから,本件申立文書は本号に該当し,非開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり,本件申立文書に記録された情報は,第三者の個人に関する情報を除いて条例第7条第2項第2号には該当しないが,同項第6号に該当する情報であることから,実施機関がその全部を非開示とした決定は,妥当である。

なお、実施機関は、本件申立文書の作成を校長等に指示するに当たって、そのことを報道機関を通じて社会に公表しており、この種の問題に対する社会的関心の高さにも対処していく方針を自ら表明したと考えられる。そうであるとすれば、当審査会としては、実施機関は、本件申立文書によって得られた校長等の様々な意見や防止策に関する見解について、少なくともその概要は、市民等に情報を提供するように措置を講ずべきであると考える。

《参考》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------------------------|----------------------|
| 平成12年10月10日 | ・諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成12年10月27日 (第 234 回審査会) | ・諮問の報告 |
| 平成12年11月8日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成13年3月23日 (第242回審査会) | •審議 |
| 平成13年 5 月11日 (第 245 回審査会) | ・審議 |
| 平成13年 5 月25日 (第 246 回審査会) | ・ ・ 審議 |
| 平成13年 6 月 8 日 (第 247 回審査会) | ・異議申立人による意見陳述 ・審議 |
| 平成13年 6 月22日 (第 248 回審査会) | •審議 |
| 平成13年7月19日 (第249回審査会) | •審議 |
| 平成13年7月27日 (第250回審査会) | • 審議 |
| 平成13年 8 月10日 (第 251 回審査会) | ・審議 |